

## 被扶養者認定における年間収入の取扱いについて

被扶養者の認定ついて、労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の取扱いを、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 認定基準（収入がある者）

被扶養者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定し、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満（注1）であり、かつ、他の収入が見込まれず、

(1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合（注2）

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

（注1）①60歳未満（②除く）130万円/年（108,334円/月、3,612円/日）

②19歳以上23歳未満の場合150万円/年（125,000円/月、4,167円/日）

③60歳以上又は障害厚生年金受給者180万円/年（150,000円/月、5,000円/日）

（注2）当該要件を満たさない場合でも、被保険者の年間収入を上回らない場合には、生計状況を総合的に勘案して、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときは、被扶養者として認定

#### 2. 労働条件通知書及び申立書

労働契約の内容によって認定を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・労働条件通知書等（勤務状況証明書含む）内容が分かる書類
- ・扶養に関する申立書（添付資料参照）

給与収入以外に年金や事業収入がある方は、扶養に関する申立書の提出不要です。

認定対象者が複数事業所に勤務している場合は、当該各事業所に係る労働条件通知書等を提出してください。各事業所の労働条件通知書等に記載された金額を合算して年間収入を判定します。

#### 3. 給与収入以外の収入のある方

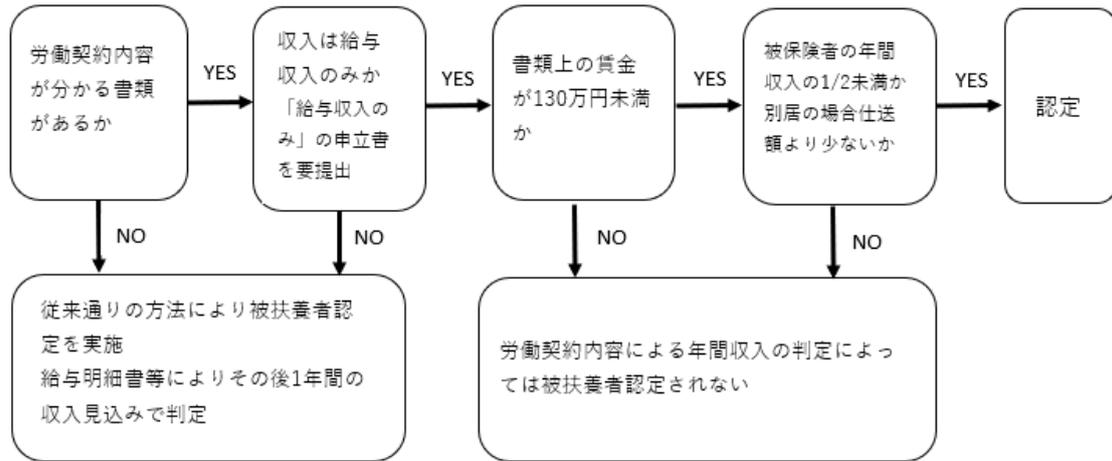
従来通り、他の収入（年金収入や事業収入）と給与収入を合算して年間収入を判定します。

#### 4. 適用時期

認定日が2026年4月1日以降の方

2026年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来の取扱いにより判定します。

労働契約内容による年間収入の判定フロー（参考）



添付資料

- ・ 扶養に関する申立書（新規）
- ・ 勤務状況証明書（改訂）

以上